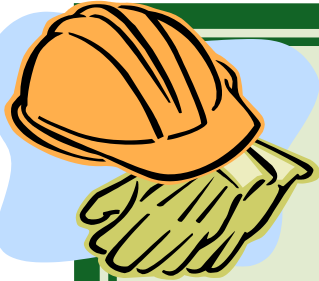


(2019年度)

会員企業の皆様へ

一般社団法人 全国地質調査業協会連合会



全地連 労災上積み 補償制度

保険種目
労働災害総合保険
団体総合生活補償保険 (MS&AD 型)



貴社の従業員が業務に起因してケガや病気になった場合、高額な損害賠償を求められる可能性があります。
重大災害の場合、政府労災保険の給付だけでは十分な補償にはならず、使用者責任が問われます！
全地連の「労災上積み補償制度」では、政府労災保険の給付に加えて保険金をお支払いいたしますので、業務上災害の補償を手厚くすることができます！

はじめに

平素より連合会業務につきましては、ご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、労働災害や労働環境に関する社会的関心は近年一層高まっており、厚生労働省では現場での事故防止や長時間労働の削減などに向けた関連法令の見直しを進めております。また、国土交通省では、現場作業を有する地質調査業や建設業において、業の健全な発達を促進する上で、現場で働く労働者が安心して従事できる環境を整えることを重要な課題の一つと位置付けており、災害防止と合わせて労働環境の改善に向けたガイドラインを整備するなどの取り組みを進めております。

このような状況の中、会員企業におかれましては、現場の安全対策や労働時間など労働環境の再整備に取り組まれ、また発注者からは社会保険の付保確認や現場での災害時における補償条件の指定を受けるなど従来にはなかった要請を受けるケースも増えてきているものと存じます。

全地連では、「労災上積み補償制度」を昭和56年に設立し、地質調査業向けに開発した唯一の補償制度として運営してまいりました。本制度は、建設業とは異なる地質調査業特有の災害特性を考慮した割安な保険料となっており、近年では、社会のニーズに対応するため、よりきめ細やかな補償プランを用意し、使用者賠償責任補償も用意するなど補償内容の拡充も図ってまいりました。加えて、本制度は、国土交通省「経営事項審査制度」における加点項目の対象となっており、営業活動の一助にもなっております。

つきましては、会員企業におかれましては、本制度の新規ご活用についてご検討賜りますとともに、既にご利用中の会員企業におかれましては、補償内容の見直し・拡充についてご検討賜りたく、併せてお願い申し上げます。

2019年5月

一般社団法人 全国地質調査業協会連合会

特長

『本制度の特長』

本補償制度は全地連の会員企業様をご加入いただけます。

全地連向け商品設計により下請負人のほか事業主や一人親方など政府労災保険未加入者も補償対象とできます。(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

また、通勤中災害、天災危険、休業補償(オプション)なども補償されます。(労働災害総合保険)
全地連会員の団体制度として損害率による割引を採用しています。(労働災害総合保険)

ISO・HACCP等割引を導入しています。(労働災害総合保険)

国土交通省経営事項審査制度の加点項目の対象となります。(労働災害総合保険)

保険料は全額損金処理できます。(労働災害総合保険)

全地連労災上積み補償制度の概要

本制度は、一般社団法人全国地質調査業協会連合会「以下、全地連といいます」を保険契約者とし、全地連の各地区協会会員を加入者とする労働災害総合保険および団体総合生活補償保険の団体契約です。

制度1 : 労災上積み補償（労働災害総合保険） p3～

政府労災保険加入の従業員、および下請負人に対する制度

制度2 : 業務中傷害補償（団体総合生活補償保険（MS&AD型）） p7～







当連合会会員会社の事業主および政府労災保険未加入の下請負人に対する制度

（例）一人親方、下請の中小事業主など

本制度は2種類の保険で運営されています。

労災上積み補償のみの単独加入か労災上積み補償と業務中傷害補償のセットの加入が可能です。

『ポイント』

制度1	下請負人も補償	自動補償	下請負人およびその被用者を補償の対象とします。 下請負人の中小事業主、一人親方等も政府労災保険に特別加入している場合、対象になります(下請負人補償特約)。 
制度1	通勤(出退勤)中も補償	自動補償	業務上の災害のほか従業員の出退勤時の災害によりケガをされた場合についても保険金をお支払いします(通勤災害補償特約) 
制度1	天災危険も補償	自動補償	地震・噴火またはこれらによる津波による災害で被用者がケガをされた場合についても、1回の災害かつ保険期間中全加入者通算で5億円を限度として保険金をお支払いします(天災危険補償特約、天災危険支払限度額に関する特約)。 
制度1	休業補償も補償	オプション	被用者が業務上および通勤途上において災害を被った結果休業し、賃金が受けられなかった場合に政府労災保険等の認定日数をお支払いいたします。 ただし補償対象の最初から4日以降の休業を対象とし、最高で1,092日を限度とします。 
制度1	職業性疾病も補償	オプション	被用者の身体障害が職業性疾病(石綿損害等を除く)の場合にも保険金をお支払いします。(職業性疾病補償特約、石綿(アスベスト)補償対象外特約)。 
制度1	使用者賠償責任にも対応	オプション	従業員が政府労災保険に基づく災害補償の対象となる身体の障害を被ったことにつき、貴社が法律上の損害賠償責任を負い、その損害賠償金の額が政府労災保険や法定外補償規定による給付等の合計額を超える場合に、保険金をお支払いします。 
制度2	政府労災保険未加入者も対象		業務中傷害補償制度は会員各社の事業主の他、政府労災保険に加入していない下請負人(一人親方など)全員を加入対象とします。

全地連労災上積み補償制度の内容

この制度は安心して働ける職場づくりに役立ちます

政府労災保険加入の従業員および下請負人に対する制度

制度 1

< 労災上積み補償（労働災害総合保険） >

1. 加入資格

当連合会加入の各地区協会会員会社とします。

2. 対象となる人

政府労災の給付が受けられる者全員（申込会社の全従業員、アルバイト、臨時雇い、パート及び下請負人の従業員）です。下請負人の中小事業主、一人親方等で政府労災保険に特別加入している方も対象となります。申込会社事業主で政府労災保険特別加入者もオプションで対象になります（特別加入者補償特約）。

3. 加入タイプ（補償内容）

加入タイプを下記からお選びください。

下記加入タイプ以外もご加入可能です。補償額など実情にあわせて設定ができます。

中途加入も可能ですので、現在ご契約の他の同種の保険の満期より、本制度への切替えが可能です。

定額方式：お支払する保険金を「定額」で定める方式です。

定率方式：お支払する保険金を「平均賃金の日数」で定める方式です。

定額方式		A型	B型	C型	D型
業務上および通勤途上					
死亡		1,000万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円
後遺障害	1級	1,500万円	1,500万円	3,000万円	3,000万円
	2級	1,500万円	1,500万円	3,000万円	3,000万円
	3級	1,500万円	1,500万円	3,000万円	3,000万円
	4級	1,200万円	1,200万円	2,400万円	2,400万円
	5級	900万円	900万円	1,800万円	1,800万円
	6級	600万円	600万円	1,200万円	1,200万円
	7級	400万円	400万円	800万円	800万円
	8級	250万円		500万円	
	9級	200万円		400万円	
	10級	150万円		300万円	
	11級	100万円		200万円	
	12級	70万円		140万円	
	13級	50万円		100万円	
	14級	30万円		60万円	

定率方式		(例)
業務上および通勤途上		
死亡		1,000日分
後遺障害	1級	1,000日分
	2級	1,000日分
	3級	1,000日分
	4級	800日分
	5級	700日分
	6級	600日分
	7級	500日分
	8級	400日分
	9級	300日分
	10級	200日分
	11級	100日分
	12級	50日分
	13級	30日分
	14級	20日分

オプション	休業補償	1日につき4,000円()
-------	------	----------------

オプション	休業補償	1日につき1日あたり平均賃金の20% ()
-------	------	------------------------

オプションの休業補償は休業4日目から対象になります(最大1,092日分)。

法定外補償規定を定められている場合にはその額が限度となります。

上記の補償に加え、災害付帯費用補償特約(増額型)に基づき保険金をお支払いいたします。死亡あるいは

後遺障害第1級～第7級の保険金をお支払いする場合に、会社が負担する香典、葬儀費用等としてお支払いします。

< 災害付帯費用 >

身体の障害	定額方式の場合	定率方式の場合
死亡	1被用者につき 100万円	1被用者につきその被用者の平均賃金の200日分相当額 ただし100万円を限度とします。
後遺障害 第1級～第3級	1被用者につき 25万円	1被用者につきその被用者の平均賃金の50日分相当額 ただし25万円を限度とします。
後遺障害 第4級～第7級	1被用者につき 15万円	1被用者につきその被用者の平均賃金の30日分相当額 ただし15万円を限度とします。

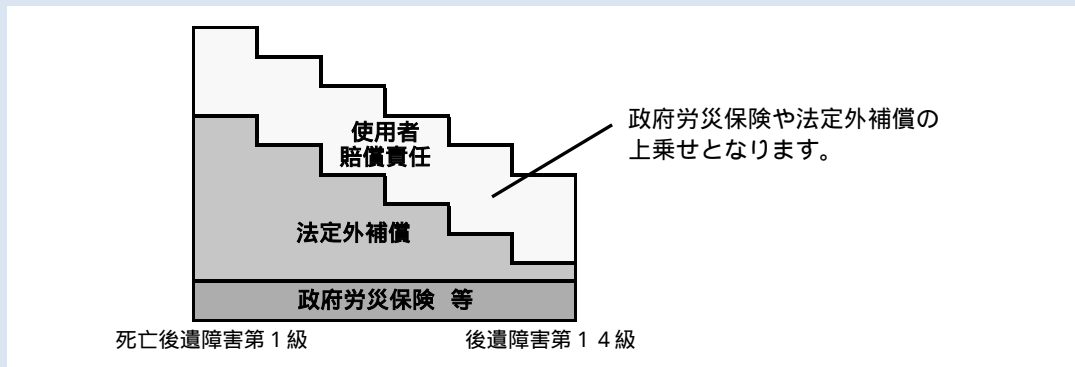
この保険は「一般社団法人全国地質調査業協会連合会」を保険契約者とする労働災害総合保険です。労働災害総合保険普通保険約款に下記特約をセットしています。

セットされる特約：労働災害総合保険特約・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約・通勤災害補償特約・災害付帯費用補償特約（増額型）・下請負人補償特約(以上、自動セット)
 特別加入者補償特約（オプション）、石綿（アスベスト）補償対象外特約、天災危険補償特約、天災危険支払限度額に関する特約、職業性疾病補償特約（オプション）、保険料確定特約（直近労働保険年度末用）、海外危険補償特約（オプション）、有期事業契約特約（包括契約用）、保険料大口分割払特約（オプション）など

ご希望により「使用者賠償責任条項」をあわせてご加入いただくことも可能です。

【使用者賠償責任条項】

本従業員が政府労災保険に基づく災害補償の対象となる身体の障害を被ったことにつき、貴社が法律上の損害賠償責任を負い、その損害賠償金の額が政府労災保険や法定外補償規定による給付等の合計額を超える場合に、保険金をお支払いします。

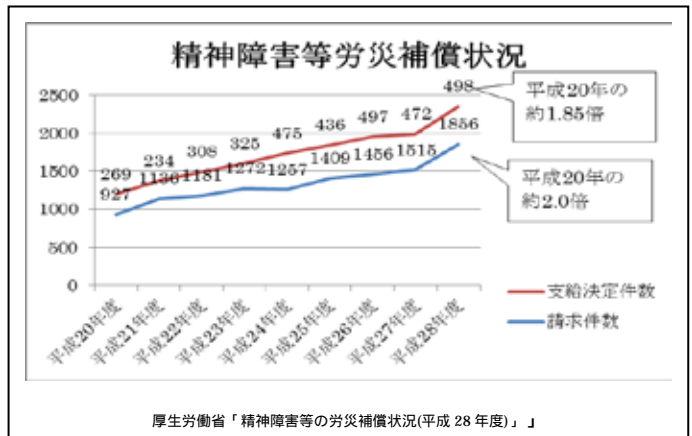
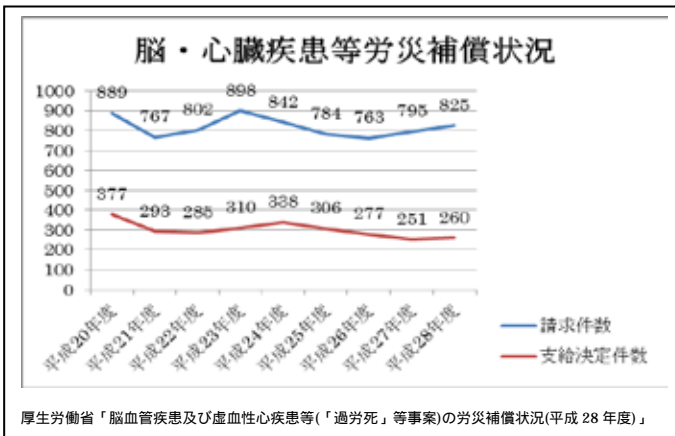


ポイント 安全配慮義務違反など、法律上の損害賠償責任がある場合にお支払いします。



ポイント 過労による脳・心臓疾患、メンタルヘルス等精神障害にも対応します。

過労死と因果関係があると言われる脳疾患や心臓疾患、精神障害による政府労災保険等への請求は増加傾向にあります。また、労災支給決定件数も増加しています。



実際にあった建設業界の事故事例について

労務リスクの事故事例			
業種	主な補償	事故内容	支払額 (万円)
建設業	使用者賠償	採石会社（一次下請、契約者（被保険者））の二次下請会社作業員が、ダム工事現場でベルトコンベアを解体、吊り上げ中、隣接するベルトコンベアに退避していたところ、コンベアがバランスを崩し、上に乗っていた作業員3名（二次下請会社作業員）が約20m落下し、1名が死亡、2名が重傷を負った。重傷のうち1名が使用者賠償を請求。残り2名は使用者賠償外で示談済。一次下請会社（被保険者）は被害者に対して安全配慮義務違反による債務不履行責任が認められた。	1,250
建設業	使用者賠償	住宅建築会社（契約者）が施主から住宅新築工事を請け負い、協業会社に既存建屋の解体作業を依頼したところ、同社従業員が作業中足を取られ転倒し、作業中の建設機械に轢過され、胸腔大量出血により死亡した。安全配慮義務違反による過失を認め使用者賠償責任を負い、下請会社との責任割合が50：50で決着した。 支払額1,500万円（法定外補償1,000万円、使用者賠償400万円、災害付帯費用100万円）	1,500
建設業	使用者賠償	下請建設会社の従業員が、トンネル掘削工事現場にて、山留め用の腹起（H型鋼）を支えるブラケットがコンクリート壁面より抜け落ちたため、同時に落下した腹起の下敷きとなり死亡した。 支払額1,840万円（法定外補償1,300万円、使用者賠償540万円）	1,840
建設業	使用者賠償	送水管敷設工事において、下請建設会社の従業員が配管現場の掘削作業（床均し）を行っていたところ、側面の地山の掘削面の一部が崩落。従業員の上に土砂が崩れ落ち、左肩脱臼粉砕骨折、腰椎破裂骨折、左膝半月板損傷等を負った。 支払額3,300万円（法定外補償750万円、使用者賠償2,550万円）	3,300
建設業	使用者賠償	建設会社の従業員が、工事着工前の打合せの会議に出席した際に胸の痛みを訴え倒れ、翌日急性心筋梗塞で死亡した。会社は労働時間の管理を一切行っておらず（残業時間は自己申告にて提出）、長時間労働が常態化していることが判明。時間外労働時間も厚生労働省発表の「脳・心疾患の認定基準」：80時間/月（発症前2か月ないし6か月平均）を超えており、家族による労災申請により過労死と認定された。会社には安全配慮義務に基づく債務不履行責任が発生し、使用者賠償責任を負った。（但し、管理者という立場であったこと、健康状態（心筋梗塞の危険因子が複数あったこと等）から、3割を過失相殺し、「使用者賠償責任」にて3,350万円を認定（過失相殺・他社労災法定外補償既払額・政府労災保険金を控除後）した。	3,350
建設業	使用者賠償	建設会社が元請会社の用水支線工事現場において配管埋設作業中、深さ2.5mの穴の周囲が崩れ、中にいて土砂で生き埋めとなった作業員3名のうち、三次下請会社の作業員が脳挫傷により死亡した。事故当時は作業を急ぐため土留めを行わず、また現場責任者も不在の状況であり、三次下請会社側の責任ありと判断した。 支払額3,500万円（法定外補償2,000万円、使用者賠償1,500万円）	3,500

(出典：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 労務リスクの事故事例(2016年10月))

4. ご加入のメリット

労災上積み補償の保険料は、全額損金として処理できます。

保険料は団体制度として損害率による割引などの割引を適用しております。

保険期間中に制度全体での保険料に対する支払・未払保険金の割合により、次年度の割増・割引が増減することがあります。

経営事項審査制度の加点項目の対象となります。

5. 保険料

添付の「全地連労災上積み補償制度見積依頼書兼加入申込票兼保険料の確定精算省略に関する同意書兼告知書」をご提出ください。

後日貴社向け保険料をご提示させていただきます。

なお業種コード別年間保険料の目安は下記のとおりです。

保険料算出条件

保険料例 建設業以外 平均被用者数 1名あたりの保険料

建設業 請負金額 元請工事 10,000千円あたりの保険料

定額方式	業種コード	A型	B型	C型	D型
保険料	35	1,370円	970円	2,510円	1,740円
	37	5,300円	3,960円	9,920円	7,260円
	94	640円	490円	1,180円	870円

左記保険料は、職業性疾病補償特約をオプション加入し、事業者数割引20%を適用しています。

(オプション) 休業補償	35	1,090円
	37	3,340円
	94	410円

上の表はすべて「保険料の目安」です。必ずしも整数倍の保険料とはなりませんのでご注意ください。

<ISO/HACCP等割引について>

次のいずれかに該当する場合は別途申し出ください。

(1) 契約締結日時点で、下記いずれかの認証を取得済の企業

ISO9000シリーズ ISO14000シリーズ ISO22000シリーズ HACCP エコアクション2.1

環境プランナー報告書 エコステージ(認証レベル1~5が対象。エコステージのチャレンジ宣言組織は対象外)

(2) 契約締結日時点で、上記(1)の ~ の認証は取得前であるが、取得取組済の企業。

ただし、下記のマニュアル等が完備し、内部監査が終了済である場合に限りです。

ISO9000シリーズ=「品質マニュアル」 ISO14000シリーズ=「環境管理マニュアル」

ISO22000シリーズ=「食品安全マニュアル」 HACCP=「導入プラン、導入スケジュール」

認証状または認証書のコピー(取得前の場合は、マニュアル等のコピー)をご提出いただきます。

6. 保険金をお支払する場合 P12,13を合わせてご確認ください。

保険金のお支払いは、政府労災保険により給付が決定されたことが条件になります。

業務上および通勤途上(「業務上」および「通勤途上」については、政府労災保険の認定に従います。)において被保険者の被用者が身体の障害を被った場合に、前記の保険金をお支払いします。

労災事故により、死亡したり、後遺障害(1級-7級)が発生した場合に災害付帯費用として、その程度により、15~100万円を加入された会員会社(被保険者)にお支払いします。

保険金は被用者またはその遺族の方に全額お支払いください。

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により、被保険者の被用者が身体の障害を被った場合に、政府労災の認定に従い前記の保険金をお支払いします(1回の災害かつ保険期間中全加入者通算で5億円が限度)。

7. 海外特別加入者(海外危険補償特約)について(オプション)

海外出張者(注)は、本制度で自動的に対象となります。

政府労災保険第3種特別加入している海外派遣者はこの特約が必要ですので、別途申し出ください。

(注)単に労働の提供の場が海外にあるにすぎず、国内の事業場に所属し、当該国内事業場の使用者の指導に従って勤務する者

8. 保険金をお支払できない主な場合 P12,13 を合わせてご確認ください。

被用者の故意、重大な過失、故意の犯罪行為、酒気帯び運転、無資格運転によって、その被用者本人が被った身体の障害
戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動により被用者が被った身体の障害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。）
労災保険等の給付決定がなされない身体の障害 など

政府労災保険未加入の下請負人などに対する補償

制度2

<業務中傷害補償（団体総合生活補償保険（MS&AD型））>

1. 加入資格

労災上積み補償に加入された会員企業のみ加入できます。この保険のみの単独加入は原則できません。

2. 被保険者（補償の対象となる方） 政府労災保険未加入の方を対象にします。

当連合会の各地区協会会員企業の事業主および政府労災保険に加入していない一人親方、下請の中小事業主などを対象とします。

3. ご加入タイプ（補償内容）

（保険期間1年）

加入タイプ	型	型	型
傷害死亡保険金額	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円
傷害後遺障害保険金額	40～1,000 万円	60～1,500 万円	80～2,000 万円
保険料	月払(月額)	690 円	1,030 円
	一時払	7,500 円	11,250 円

オプション			
傷害入院保険金	日額7,500円(支払対象期間1,095日、支払限度日数1,095日、免責期間0日)	保険料	月払(月額) 1,000 円
傷害手術保険金	入院中：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外：傷害入院保険金日額の5倍		一時払 10,800 円
傷害通院保険金	日額5,000円(支払対象期間1,095日、支払限度日数90日、免責期間0日)		

- ・ 就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約、天災補償特約、第三者の加害行為による保険金2倍支払特約、準記名式契約（全員付保）（同一保険金額）特約をセットしています。
- ・ 上記加入タイプ以外の補償金額、補償内容についてのご相談は取扱代理店までお問合わせください。
- ・ ご加入者と被保険者が異なる場合には被保険者の同意が必要になります。

4. ご注意

準記名方式により、下請負人の入替等に適しています。ただし、被保険者名簿は常に備え付けいただき、人数が増加・減少した場合は、保険契約者（一般社団法人 全国地質調査業協会連合会）までご連絡ください。備え付けの被保険者名簿に記載がない方については、保険金お支払いの対象外となります。また、追加保険料の払い込みがない場合、保険金を削減してお支払いする場合があります。

5. 保険金をお支払いする場合

「お支払いする保険金のご説明」のP.14,15を合わせてご確認ください。

ご加入企業のその本来の職務に従事している間（出勤および退勤の途中を含みます。）に、偶然な事故による傷害（ケガ）で死亡した場合または後遺障害が発生した場合、入院・手術・通院した場合（オプションをセットしたご契約のみ）に上記のご選択いただいた加入タイプのとおり保険金をお支払いします。

第三者の故意による加害行為（警察署に届け出た場合に限りです。）またはひき逃げ（道路上での自動車・原動機付自転車との衝突・接触等による交通事故で、加害者が救護その他の必要な措置を行わず逃走し、事故の発生の日からその日を含めて60日を経過しても特定できないもの）によるケガの場合、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金・傷害手術保険金および傷害通院保険金の保険金額が2倍となります（第三者の加害行為による保険金2倍支払特約）。

傷害死亡保険金は事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガによって死亡したときに傷害死亡・後遺障害保険金の全額をお支払いします。

傷害後遺障害保険金は事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガによる後遺障害が発生したとき、傷害死亡・後遺障害保険金に約款所定の割合を乗じた額をお支払いします。

傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金は、保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。傷害入院保険金の支払対象期間および限度日数は事故の発生の日からその日を含めて1,095日以内とし、傷害通院保険金の支払対象期間は事故の発生日からその日を含めて1,095日以内、1事故につき90日の通院を限度としてお支払いします。（免責期間0日）

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により発生した事故によるケガについてもお支払いします（天災補償特約）。

傷害手術保険金は、そのケガの治療のために所定の手術を受けたときに、入院中に受けた手術は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術は傷害入院保険金日額の5倍を乗じた額をお支払いします。

<ご加入いただく方へのお願い>

ご加入者と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

「お支払いする保険金のご説明」のP.14,15を合わせてご確認ください。

次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。

保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失

被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為

被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故

ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間

イ．道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間

被保険者の脳疾患、病気または心神喪失

被保険者の妊娠、出産、早産または流産

保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置

被保険者に対する刑の執行

戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動

核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故

上記 以外の放射線照射または放射能汚染

など

テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。